

平成20年9月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成20年(行ウ)第16号 違憲確認等請求事件

口頭弁論終結日 平成20年8月8日

判 決

栃木県日光市所野1541番地285

原 告 籠 宮 益 樹
同所

原 告 籠 宮 千 恵 子
東京都千代田区霞が関1丁目1番3号

被 告 日 本 弁 護 士 連 合 会
代 表 者 会 長 宮 崎 誠
訴 訟 代 理 人 弁 護 士 葭 原 敬

主 文

- 1 本件訴えのうち、被告が原告らの懲戒の請求に係る異議の申出及び綱紀審査の申出をいずれも棄却した各決定が違憲であることの確認を求める訴え並びに上記各決定の取消しを求める訴えをいずれも却下する。
- 2 原告らのその余の訴えに係る請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告が原告らの懲戒の請求に係る異議の申出及び綱紀審査の申出をいずれも棄却した各決定(平成18年網第442号, 同第443号異議申出事案及び平成19年(コシ)第147号, 同第148号綱紀審査申出事案)は違憲であることを確認する。
- 2 被告が原告らの懲戒の請求に係る異議の申出及び綱紀審査の申出をいずれも棄却した各決定(平成18年網第442号, 同第443号異議申出事案及び平

成19年(コシ)第147号, 同第148号綱紀審査申出事件)を取り消す。

3 被告は, 原告ら各自に対し, それぞれ31万円を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は, 原告籠宮益樹(以下「原告益樹」という。)がスウェーデンハウス株式会社(以下「スウェーデンハウス」という。)との間で請負契約を締結して新築した建物に居住する原告らが, 原告益樹がスウェーデンハウスを被告として当該建物の瑕疵等を理由とする損害賠償等を求めた訴訟を巡るスウェーデンハウスの代理人弁護士2名の対応が懲戒の事由に当たるとして, 所属弁護士会に対し懲戒の請求をしたところ, 懲戒しない旨の決定(以下「本件原決定」という。)がされ, 被告に対し異議の申出及び綱紀審査の申出をしたが, 当該各申出を棄却する各決定(以下, 異議の申出を棄却する決定を「本件異議棄却決定」, 綱紀審査の申出を棄却する決定を「本件綱紀審査棄却決定」といい, これらを併せて「本件各決定」という。)を受けたため, 本件各決定は憲法に保障された原告らの権利を侵害するものであり, これにより原告らは精神的苦痛等の損害を被ったとして, 本件各決定につき違憲確認及び取消し並びに損害賠償を求めている事案である。

2 関係法令の定め

弁護士法は, 弁護士の懲戒等について, 次のとおり定めている。

(1) 懲戒の事由及び懲戒権者等

ア 弁護士は, 弁護士法又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し, 所属弁護士会の秩序又は信用を害し, その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があったときは, 懲戒を受ける(同法56条1項)。

イ 弁護士の懲戒は, その弁護士の所属弁護士会が, これを行う(同条2項)。

ウ 日本弁護士連合会は, 上記アの事案について自らその弁護士を懲戒することを適当と認めるときは, これを懲戒することができる(同法60条1

項)。

エ 弁護士に対する懲戒は、①戒告、②2年以内の業務の停止、③退会命令、④除名の4種とする(同法57条1項)。

(2) 懲戒権者による懲戒の請求及び所属弁護士会における調査・審査

ア 何人も、弁護士について懲戒の事由があると思料するときは、その事由の説明を添えて、その弁護士の所属弁護士会にこれを懲戒することを求めることができる(同法58条1項)。

イ 弁護士会は、所属の弁護士について、上記アの請求があったときは、懲戒の手續に付し、綱紀委員会に事案の調査をさせなければならない(同条2項)。

ウ 綱紀委員会は、上記イの調査により、①懲戒の手續に付された弁護士(以下「対象弁護士」という。)につき懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認めるときは、その旨の議決をし(同条3項前段)、②対象弁護士につき懲戒の事由がないと認めるとき等は、懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とする議決をする(同条4項前段)。

当該各議決に基づき、弁護士会は、(ア)上記①の場合には、懲戒委員会に事案の審査を求めなければならない(同条3項後段)、(イ)上記②の場合には、対象弁護士を懲戒しない旨の決定をしなければならない(同条4項後段)。

エ 懲戒委員会は、上記ウ(ア)の審査により、①対象弁護士につき懲戒することを相当と認めるときは、懲戒の処分の内容を明示して、その旨の議決をし(同条5項前段)、②対象弁護士につき懲戒しないことを相当と認めるときは、その旨の議決をする(同条6項前段)。

当該各議決に基づき、弁護士会は、(ア)上記①の場合には、対象弁護士を懲戒しなければならない(同条5項後段)、(イ)上記②の場合には、対象弁護士を懲戒しない旨の決定をしなければならない(同条6項後段)。

(3) 懲戒請求者による異議の申出及び日本弁護士連合会における審査

ア 前記(2)アにより弁護士に対する懲戒の請求があつたにもかかわらず、弁護士会が対象弁護士を懲戒しない旨の決定をしたとき等は、その請求をした者（以下「懲戒請求者」という。）は、日本弁護士連合会に異議を申し出ることができる（同法64条1項前段）。

イ 日本弁護士連合会は、上記アの異議の申出があり、当該事案が原弁護士会（懲戒請求者が懲戒の請求をした弁護士会をいう。以下同じ。）の懲戒委員会の審査に付されていないものであるときは、日本弁護士連合会の綱紀委員会に異議の審査を求めなければならない（同法64条の2第1項）。

ウ 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、上記アの異議の申出につき、上記イの異議の審査により、①原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認めるときは、その旨の議決をし（同条2項前段）、②異議の申出を不適法として却下し、又は理由がないとして棄却することを相当と認めるときは、その旨の議決をする（同条5項前段）。

当該各議決に基づき、日本弁護士連合会は、(ア)上記①の場合には、原弁護士会がした対象弁護士を懲戒しない旨の決定を取り消して、事案を原弁護士会に送付し（同条2項後段。事案の送付を受けた原弁護士会は、その懲戒委員会に事案の審査を求める（同条3項）。）、(イ)上記②の場合には、異議の申出を却下し、又は棄却する決定をしなければならない（同条5項後段）。

(4) 懲戒請求者による綱紀審査の申出及び日本弁護士連合会における綱紀審査

ア 懲戒請求者は、日本弁護士連合会が前記(3)アの異議の申出につき同ウ(イ)によりこれを却下し又は棄却する決定をした場合において、不服があるときは、日本弁護士連合会に、綱紀審査会による綱紀審査を行うことを申し出ることができる。この場合において、日本弁護士連合会は、綱紀審査会に綱紀審査を求めなければならない（同法64条の3第1項）。

イ 綱紀審査会は、上記アの綱紀審査により、①原弁護士会の懲戒委員会に

事案の審査を求めることを相当と認めるときは、その旨の議決をし（同法64条の4第1項前段）、②綱紀審査の申出を不適法として却下することを相当と認めるときは、その旨の議決をし（同条4項前段）、③上記②の場合を除き、上記①の議決が得られなかったとき（綱紀審査の申出を理由がないとして棄却することを相当と認めるとき）は、その旨の議決をしなければならない（同条5項前段）。

当該各議決に基づき、日本弁護士連合会は、(ア)上記①の場合には、自らがした異議の申出を却下し又は棄却する決定及び原弁護士会がした対象弁護士を懲戒しない旨の決定を取り消して、事案を原弁護士会に送付し（同条2項。事案の送付を受けた原弁護士会は、その懲戒委員会に事案の審査を求める（同条3項）。）、(イ)上記②の場合には、綱紀審査の申出を却下する決定をし（同条4項後段）、(ウ)上記③の場合には、綱紀審査の申出を棄却する決定をしなければならない（同条5項後段）。

3 前提事実（争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

- (1) 原告益樹は、平成2年7月、スウェーデンハウスとの間で請負契約を締結して原告らの居宅の建物（以下「本件建物」という。）を新築したところ、本件建物に瑕疵があるとして、平成13年9月20日、スウェーデンハウスに対し、当該請負契約の解除に基づき、既払金の返還、損害賠償等を求める訴訟（東京地方裁判所平成13年（ワ）第20003号損害賠償等請求事件。以下「別件訴訟1」という。）を提起した。（甲4，19，26）

別件訴訟1におけるスウェーデンハウスの代理人弁護士（栗林信介弁護士及び飯田丘弁護士。以下「別件代理人弁護士」という。）は、いずれも東京弁護士会の所属であった。

- (2) 別件訴訟1において、第一審判決は、原告益樹の主張に係る上記(1)の請負契約の解除は認めず、損害賠償の一部のみを認容したところ、原告益樹は同

- 判決を不服として控訴したが、控訴審判決は、その控訴を棄却し（東京高等裁判所平成15年（ネ）第2562号）、同判決は確定した。（甲4、19）
- (3) 原告らは、東京弁護士会に対し、平成17年9月21日、同会所属の別件代理人弁護士に対する懲戒の請求（以下「本件懲戒請求」という。）をした。
- (4) 東京弁護士会の綱紀委員会は、平成18年9月1日、本件懲戒請求につき、懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とする旨の議決をし、これに基づき、東京弁護士会は、本件懲戒請求につき、同月12日、懲戒しない旨の決定（平成17年東綱第180号、同181号。本件原決定）をした。（甲3、4）
- (5) 原告らは、被告に対し、同年10月27日、本件原決定につき、異議の申出をした。（甲5）
- (6) 原告らは、被告に対し、平成19年2月19日、迅速な懲戒の決定を求める要望書を提出した。さらに、原告らは、被告に対し、同年7月14日、決定の通知がない理由の開示と迅速な懲戒の決定を求める再要望を行った。
- (7) 被告の綱紀委員会は、同年7月18日、上記(5)の異議の申出を棄却することを相当と認める旨の議決をし、これに基づき、被告は、原告らに対し、同月19日、上記(5)の異議の申出を棄却する決定（平成18年綱第442号、同第443号。本件異議棄却決定）をした。（甲1の1・2）
- (8) 原告らは、被告に対し、同年8月11日、本件異議棄却決定を不服として、綱紀審査会による綱紀審査の申出をした。（甲6の1・2）
- (9) 被告の綱紀審査会は、同年12月18日、上記(8)の綱紀審査の申出につき、東京弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認める旨の議決が得られなかった旨の議決をし、これに基づき、被告は、原告らに対し、同月19日、上記(8)の綱紀審査の申出を棄却する決定（平成19年（コシ）第147号、同148号。本件綱紀審査棄却決定）をした。（甲2の1・2）

4 争点

(1) 本件各決定の違憲確認の訴え及び本件各決定の取消しの訴えの適法性（本案前の争点）

(2) 本件各決定の違法事由の存否（本案の争点）

5 争点に関する当事者の主張の要旨

(1) 争点(1)（本件各決定の違憲確認の訴え及び本件各決定の取消しの訴えの適法性）について

ア 被告の主張の要旨

(ア) 本件訴えのうち、本件各決定が違憲であることの確認を求める訴え（以下「本件各決定の違憲確認の訴え」という。）は、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）に定める抗告訴訟ではなく、また、法定外抗告訴訟であるとしても、明白性、緊急性、補充性などその訴訟要件を満たしていない。民事訴訟であっても、確認の利益がない。

したがって、本件各決定の違憲確認の訴えは、不適法な訴えであり、却下されるべきである。

(イ) 本件訴えのうち、本件各決定の取消しを求める訴え（以下「本件各決定の取消しの訴え」という。）については、弁護士に対する懲戒制度が懲戒請求者個人の利益の保護を目的とする制度でないことからして、原告らは、本件各決定の取消しを求める「法律上の利益を有する者」（行訴法9条1項）に当たらず、原告適格を有しない。

したがって、原告らの本件各決定の取消しの訴えは、不適法な訴えであり、却下されるべきである。

イ 原告らの主張の要旨

(ア) 原告らは、本件各決定により多大な損害を被っており、原告らが救済されるには違憲確認の訴えをする以外に方法はなく、確認の利益が認められるべきである。

(イ) 原告らの本件懲戒請求は、弁護士の規律及び信用の確立、スウェーデ

ンハウスによる建物の欠陥に起因する被害の防止等の公共の福祉を目的とするものであって、原告らの請求は公益的見地を有するものであるから、原告らは、本件各決定の取消しを求める「法律上の利益を有する者」（行訴法9条1項）として、原告適格を認められるべきである。

(2) 争点(2) (本件各決定の違法事由の存否) について

ア 原告らの主張の要旨

(ア) 原告らは、スウェーデンハウスに2世帯住宅を注文したが、完成した本件建物に不備があったため、請負契約の解除（本件建物の解体撤去）を申し入れ、別件訴訟1を提起したところ、その判決では、スウェーデンハウスの原告らに対する損害賠償責任は認められたものの、請負契約の解除は認められず、スウェーデンハウスは、その後も賠償金を支払わず修理を申し入れてきており、これに対し、原告らはスウェーデンハウスに対し請負契約の解除（本件建物の解体撤去）を申し入れている。

(イ) 原告らは、本件原決定に対する異議の申出において、次のとおり、本件原決定の認定・判断につき、審査手抜き、事実を反する虚偽及び事実の隠蔽、防災無視、原告らに対するねつ造、人権侵害等を明らかにしたにもかかわらず、本件異議棄却決定においては、本件原決定の認定・判断に誤りがないとする根拠を示さないままこれを容認しており、これは、憲法13条、14条、21条、25条、29条等に反する。

① 本件異議棄却決定は、原告らが求めた原告らの事情聴取及び現地調査を排除して行われた東京弁護士会の議決を容認した同会の本件原決定を相当としたものであるが、これは、原告らの事情聴取等の排除を容認し、原告らの知る権利をないがしろにした根拠のない行為を容認するものであり、法の下での平等を侵害する行為として、憲法14条に反する。

② 本件原決定は、原告らが、スウェーデンハウスは本件建物の解体撤

去及び請負代金の返還を法的義務として負っていると主張したと認定・判断しているが、原告らは、同社に対し、社会的・道義的責任を主張しただけで、法的義務を主張したことはないので、当該決定は、原告らの主張をねつ造するものである。本件異議棄却決定は、この認定・判断を容認するものであり、憲法13条、14条及び21条に違反する。

③ 東京弁護士会は、別件訴訟1の判決後に提出された証拠を見落とし、同判決の結論をそのまま採用して本件原決定をしたが、本件異議棄却決定は、これを容認した。当該証拠に照らせば、本件建物に係るスウェーデンハウスの工事は漏電による出火の危険があり、これを放置する本件原決定の認定・判断を容認した本件異議棄却決定は、憲法13条、14条、25条及び29条に違反する。

④ 本件懲戒請求に係る手続における別件代理人弁護士の答弁書には、原告らがスウェーデンハウスを「攻撃した」旨の記載があるが、原告らがスウェーデンハウスに対し攻撃したことはない。原告らは、別件代理人弁護士に対し、当該記載の根拠を明らかにするよう求めたが、別件代理人弁護士はこれに回答しなかった。東京弁護士会は、このような別件代理人弁護士の対応を容認して本件原決定をし、本件異議棄却決定は、東京弁護士会による本件原決定を容認した。これは、原告らの知る権利をないがしろにし、原告らの人格と名誉をおとしめるものであり、憲法13条、14条及び21条に違反する。

⑤ 被告の綱紀委員会は、議決を先延ばししながら、原告らに対し、その根拠となる特別の事情等を開示しなかった。これは、憲法13条、14条に違反する。

(ウ) また、原告益樹が日光市を被告として宇都宮地方裁判所に提起した訴訟（平成19年（行ウ）第2号固定資産評価審査決定取消請求事件）。

以下「別件訴訟2」という。)において提出された書証に、スウェーデンハウスが原告との交渉経過について虚偽の内容を述べた記載があり、これは、裁判所を悪用し、原告らの人格を誹謗するものであるのに、本件原決定は、これを認めなかった。したがって、本件原決定を容認する本件異議棄却決定は、このような裁判所の悪用及び原告らの人格の侵害を容認するものであり、憲法13条に違反する。

(エ) 本件綱紀審査棄却決定については、このように違憲である本件原決定及び本件異議棄却決定を容認したものであり、これらの決定と同様に、違憲である。

(オ) 以上のことから、本件各決定は、いずれも、違憲であり、かつ、被告の裁量権の範囲を逸脱し濫用した違法なものというべきであって、原告らは本件各決定の違憲確認及び取消しを訴求することができるというべきである。

(カ) 原告らは、そのような違憲かつ違法な本件各決定により、多大な精神的苦痛等の損害を被ったものであるから、被告は、原告ら各自に対し、それぞれ31万円の損害賠償責任を負う。

なお、被告は、弁護士に対する懲戒請求は、懲戒請求者個人の利益を保護するための制度ではないから、原告らの損害賠償請求は理由がないと主張するが、前記のとおり、本件懲戒請求は、公共の福祉を目的とするものであって、上記主張は不当である。

イ 被告の主張の要旨

(ア) 弁護士を懲戒するかどうか、懲戒するとしてどのような処分とするかの決定については、弁護士会及び被告は広範な裁量を有しており、全く事実の基礎を欠くか、社会通念上著しく妥当性を欠くなどの理由により、裁量権の範囲を逸脱し又は濫用したものと認められない限り、弁護士会又は被告の当該決定は違法とならない。

本件各決定は、このような裁量権の範囲を逸脱し又は濫用したものであることはできず、適法なものであって、本件各決定の違憲確認及び取消しを求める各訴えはいずれも理由がない。

(イ) 弁護士に対する懲戒請求は、懲戒請求者個人の利益を保護するための制度ではないので、本件各決定によって、原告らの権利が侵害され、原告らが損害を被ったということとはできず、原告らの損害賠償請求は理由がない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件各決定の違憲確認の訴え及び本件各決定の取消しの訴えの適法性) について

(1) 弁護士の懲戒制度は、弁護士会又は日本弁護士連合会の自主的な判断に基づいて、弁護士の綱紀、信用、品位等の保持を図ることを目的とするものであるところ、弁護士法58条所定の懲戒請求権並びに同法64条所定の異議申出権及び同法64条の3所定の綱紀審査申出権は、いずれも、懲戒制度の上記目的の適正な達成という公益的見地から特に認められたものであり、懲戒請求者個人の利益保護のためのものではない。そして、懲戒請求者が日本弁護士連合会の異議の申出又は綱紀審査の申出を棄却する決定を不服として裁判所に出訴することを認める法律の規定は存しないところ、その趣旨は、弁護士法は弁護士を懲戒するかどうかは弁護士会又は日本弁護士連合会の自主的・自律的な判断にゆだね、懲戒しないとした場合でも、裁判所への懲戒の訴求までは許さない趣旨と解するのが相当である。したがって、懲戒請求者が日本弁護士連合会の異議の申出又は綱紀審査の申出を棄却する決定を不服として、当該決定の効力を争う訴えを裁判所に提起することは許されず、そのような訴えが提起されたとしても、訴訟形態のいかんを問わず、不適法な訴えであるというべきである。なお、懲戒請求者が弁護士の行為等によって権利を侵害されたとしても、その救済を求める方法は別途に存在するから、

その保護に欠けるところはないものと解される（最高裁昭和38年10月18日第二小法廷判決・民集17巻9号1229頁，最高裁昭和49年11月8日第二小法廷判決・判例時報765号68頁参照）。

(2) そうすると、本件訴えのうち、本件各決定の違憲確認の訴え及び本件各決定の取消しの訴えは、訴訟形態（確認訴訟と取消訴訟）の差異はあるものの、いずれも、日本弁護士連合会が懲戒請求者である原告らの異議の申出（弁護士法64条1項）及び綱紀審査の申出（同法64条の3第1項）を棄却する各決定を不服として、当該各決定の効力を争う訴えとして提起されたものであるところ、上記(1)に説示したところからすると、これらの決定につき法律に特に出訴を認める規定が存しない以上、これらの訴えを提起することは許されず、不適法な訴えであるというべきである。

(3) なお、上記1(1)のとおり、弁護士の懲戒制度は、公益的見地から特に認められたものであり、懲戒請求者個人の利益保護のためのものではないから、懲戒請求及び異議の申出又は綱紀審査の申出についての弁護士会及び日本弁護士連合会の審査及び決定において、懲戒請求者は、決定の結論並びに審査の手續及び決定の理由（認定・判断の内容）について、何らかの具体的利益を法的に保護されているものではなく、上記申出を棄却する決定によって法的保護に値する具体的利益の侵害を受けるものではない以上（後記2(1)、(2)参照）、(ア)本件各決定の違憲確認の訴えは、確認の利益を欠き、(イ)本件各決定の取消しの訴えは、原告適格（行訴法9条1項の「法律上の利益」）を欠いており、これらの観点からも、不適法な訴えであるといわざるを得ない。

(4) したがって、その余の点について判断するまでもなく、本件各決定の違憲確認の訴え及び本件各決定の取消しの訴えは、いずれも、不適法であり、却下を免れない。

2 争点(2)（本件各決定の違法事由の存否）について

そこで、以下、原告らの損害賠償請求に関し、本案の争点（本件各決定の違

法事由の存否) について検討する。

- (1) 上記1(1)のとおり、弁護士懲戒制度は、公益的見地から特に認められたものであり、懲戒請求者個人の利益保護のためのものではないから、懲戒請求者は懲戒の要否に係る弁護士会又は日本弁護士連合会の決定の結論について何らかの具体的利益を法的に保護されているものではなく、懲戒の請求について弁護士会において懲戒しない旨の決定がされ、これに対する異議の申出及び綱紀審査の申出について日本弁護士連合会において当該各申出を棄却する各決定がされ、それによって対象弁護士に対する懲戒がされないからといって、懲戒請求者が法的保護に値する具体的利益の侵害を受けるものではないというべきである。

原告らの損害賠償請求は、被告が懲戒請求者である原告らの異議の申出及び綱紀審査の申出を棄却する本件各決定をしたことを違法とし、これを被告の原告らに対する不法行為と主張する趣旨と解されるところ、上記のとおり、本件各決定によって、別件代理人弁護士に対する懲戒がされない結果となるとしても、それによって原告らが法的保護に値する具体的利益の侵害を受けるものではないから、被告の本件各決定が原告らとの関係において違法の評価を受ける余地はないというべきである。

- (2) 原告らは、その主張の内容は必ずしも判然とはしないものの、本件各決定に関し、これにより別件代理人弁護士に対する懲戒がされない結果となることに加え、(a)本件原決定は、原告らの手続保障に欠ける手続の不備があり、その内容に原告らの人格にかかわる事実の認定の誤りがあるのに、本件各決定がこのような本件原決定を容認していること（前記第2の5(2)ア（原告らの主張の要旨）イ①、②及びエ）、(b)本件建物の瑕疵に起因する紛争（別件訴訟1及び懲戒関係手続を含む。）を巡るスウェーデンハウス及び別件代理人弁護士の原告らに対する一連の不当な対応につき、これを容認する本件原決定を本件各決定が是認することが、その対応を容認することになること（同

(イ)③, ④及び(エ)), (c)本件異議棄却決定の審査手続に原告らの手続保障に欠ける手続の不備があり, 本件綱紀審査棄却決定もこれを容認していること(同(イ)⑤及び(エ)), (d)別件訴訟2の書証におけるスウェーデンハウスの虚偽の記載及び原告らの人格の誹謗につき, これを認めなかった本件原決定を是認することにより, 本件各決定がこれを容認することになること(同ウ及び(エ))を, 本件各決定の違法事由として主張するもののように解される。

しかしながら, 上記1(1)のとおり, 弁護士懲戒制度は, 公益的見地から特に認められたものであり, 懲戒請求者個人の利益保護のためのものではないから, 懲戒請求及び異議の申出又は綱紀審査の申出についての弁護士会及び日本弁護士連合会の審査及び決定において, 懲戒請求者が審査の手続及び決定の理由(認定・判断の内容)について何らかの具体的利益を法的に保護されているものではなく, 懲戒請求者が審査の手続及び決定の理由について不服を有するとしても, 当該申出を棄却する決定が懲戒請求者との関係で法的保護に値する具体的利益を侵害するものとして違法と評価される余地はないというべきである。

そして, 本件各決定は, 弁護士法の規定に従い, 審査の結果, 別件代理人弁護士に係る懲戒の事由の有無に関する本件原決定の認定・判断に誤りはない旨の理由(認定・判断)に基づき, 当該各申出を棄却したものである(甲1及び2の各1)以上, 原告らが審査の手続及び決定の理由に関する不服として指摘する上記(a)ないし(d)の主張を勘案しても, 以上に説示したところによれば, 被告の本件各決定が原告らとの関係で違法と評価される余地はないというべきである。

なお, 上記(1)のとおり, 弁護士懲戒制度は, 懲戒請求者による対象弁護士に対する報復の手段ではないから, 懲戒されないという結論自体に原告らが不満をもったとしても, それが法的保護に値する利益の侵害とならないことはいうまでもない。

(3) したがって、被告の本件各決定が、原告らとの関係において違法と評価される余地はない以上、その余の点について判断するまでもなく、原告らの損害賠償請求は、理由がない。

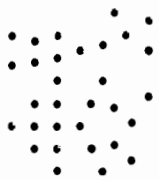
3 以上によれば、本件訴えのうち、本件各決定の違憲確認の訴え及び本件各決定の取消しの訴えは、いずれも不適法であるから却下することとし、その余の訴えに係る請求は、いずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用について、行訴法7条、民事訴訟法61条、65条1項本文を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 岩 井 伸 晃

裁判官 倉 澤 守 春

裁判官 大 島 崇 史



これは正本である。

平成20年9月24日

東京地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 清水 秀次郎

